

令和8・9年度格付基準について

格付区分	土木一式	建築一式	舗装	水道施設	管	電気
○A	県の格付がAであること	県の格付がAであること				
A	1500 以上 かつ 県の格付がB以上	1300 以上 かつ 県の格付が○C以上	1100 以上	900 以上	950 以上	1100 以上
○B	1300 ～ 1499					
B	1100 ～ 1299	900 ～ 1299	800 ～ 1099	899 以下	949 以下	1099 以下
○C	1000 ～ 1099					
C	850 ～ 999	899 以下	799 以下			
○D	640 ～ 849					
D	639 以下					